

平成21年 5月29日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番 堀 岡 敏 喜
3 番 山 口 敏 子
5 番 佐 藤 高 清
7 番 武 田 正 樹
9 番 山 本 芳 照
11番 安 井 光 子
13番 渡 邊 昶
16番 中 山 金 一

2 番 炭 竈 ふく代
4 番 小坂井 実
6 番 佐 藤 博
8 番 立 松 新 治
10番 杉 浦 敏
12番 三 宮 十五郎
14番 伊 藤 正 信
17番 黒 宮 喜四美

2. 欠席議員は次のとおりである（2名）

15番 三 浦 義 美

18番 大 原 功

3. 会議録署名議員

8 番 立 松 新 治

9 番 山 本 芳 照

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長 服 部 彰 文
教 育 長 下 里 博 昭
民 生 部 長 兼 平 野 雄 二
福 祉 事 務 所 長
十 四 山 支 所 長 横 井 昌 明
総 務 部 次 長 兼 若 山 孝 司
税 務 課 長
民 生 部 次 長 兼 久 野 一 美
環 境 課 長
開 発 部 次 長 兼 石 川 敏 彦
農 政 課 長
教 育 部 次 長 山 田 英 夫
監 査 委 員 加 藤 重 幸
事 務 局 長
人 事 秘 書 課 長 村 瀬 美 樹
収 納 課 長 服 部 誠
健 康 推 進 課 長 渡 辺 安 彦
介 護 高 齢 課 長 松 川 保 博

副 市 長 大 木 博 雄
総 務 部 長 伊 藤 敏 之
開 発 部 長 早 川 誠
会 計 管 理 者 兼 村 上 勝 美
会 計 課 長
総 務 部 次 長 兼 服 部 正 治
防 災 安 全 課 長
民 生 部 次 長 兼 佐 野 隆
保 険 年 金 課 長
開 発 部 次 長 兼 三 輪 眞 士
土 木 課 長
教 育 部 次 長 兼 水 野 進
社 会 教 育 課 長
総 務 課 長 佐 藤 勝 義
企 画 政 策 課 長 伊 藤 邦 夫
市 民 課 長 加 藤 恵 美 子
福 祉 課 長 前 野 幸 代
児 童 課 長 鯖 戸 善 弘

総合福祉センター 所 長	伊 藤 薫	十四山総合福祉 センター所長	横 井 貞 夫
都市計画課長	竹 川 彰	商工労政課長	服 部 保 巳
下水道課長	橋 村 正 則	教 育 課 長	服 部 忠 昭
図 書 館 長	伊 藤 秀 泰		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 忠	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 同意第 3 号	公平委員会委員の選任について
日程第 5 議案第44号	弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 6 議案第45号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7 議案第46号	海部地区休日診療所組合規約の変更について
日程第 8 議案第47号	平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成21年第2回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、立松新治議員と山本芳照議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第2回弥富市議会定例会の会期を本日から6月19日までの22日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から6月19日までの22日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が弥富市長から、平成20年度一般会計予算、平成20年度土地取得特別会計予算及び平成20年度農業集落排水事業特別会計予算の繰り越しに関する書類が、海部津島土地開発公社から平成20年度事業決算に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくをお願いします。
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 同意第3号 公平委員会委員の選任について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第4、同意第3号を議題とします。  
服部市長に、提案理由の説明を求めます。  
服部市長。  
○市長（服部彰文君） 皆様、おはようございます。  
平成21年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案申し上げ、御審議いただきます議案は同意 1 件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第 3 号公平委員会委員の選任につきましては、宇佐美章氏が平成21年 6 月30日任期満了のため、その後任者として弥富市鯛浦町東前新田115番地、服部英哉氏を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） これより同意第 3 号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第44号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第 5、議案第44号を議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ御審議いただきます議案は、条例議案 1 件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第44号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、平成21年 6 月に支給する期末手当等を一般職の職員につきましては0.2月分、議会の議員、市長、副市長及び教育長につきましては0.15月分凍結する特例措置を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 議案は総務部長に説明させます。

総務部長。

- 総務部長（伊藤敏之君） 議案第44号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの条例改正の内容につきましては、人事院勧告に準じまして職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。改正の主な内容につきましては、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結する特例措置を講じるものでありまして、一般職の職員は0.2月分、特別職、教育長及び議会議員は0.15月分を暫定的に凍結することに伴い、関係条例の整備を行うものであります。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第1条、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、附則第19項から第23項までを1項ずつ繰り下げ、第19項として特例措置を加えるものであります。内容につきましては、期末手当の支給月数を一般職の職員は0.15月、再任用職員は0.05月引き下げるものであります。また、勤勉手当の支給月数については、一般職の職員、再任用職員ともに0.05月引き下げるものであります。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

次に第2条、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、附則第5項として特例措置を加えるものであります。内容につきましては、期末手当の支給月数を0.15月引き下げるものであります。

次に1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

次に第3条、弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、附則第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第7項として特例措置を加えるものであります。内容につきましては、期末手当の支給月数を0.15月引き下げるものであります。

また1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

次に第4条、弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、附則第2項として特例措置を加えるものであります。内容につきましては、期末手当の支給月数を0.15月引き下げるものであります。

附則としまして、施行期日につきましては公布の日から施行するものであります。

- 議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「議長11番」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 11番（安井光子君） 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行わせ

ていただきます。

まず第1点目、今回の条例の一部改正で1条では職員の期末勤勉手当、2条では特別職の職員の同じく期末手当、第3条では議員の期末手当、4条では教育長の期末手当、このようにそれぞれ期末手当カットがうたわれております。それぞれ1条、2条、3条、4条では、総額はどのようになっておるのか、そしてまた1人当たりの平均影響額はどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

二つ目に、全体としてどれだけの影響が及ぶのか、お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） おはようございます。

それでは、安井議員の今回の給与改定に伴いまして、影響額がどれくらいあるかという御質問にお答えをさせていただきます。

まず市長、副市長に関する影響額でございますけれども、33万円ほどの減額になります。教育長につきましては14万6,000円ほどの減額になります。議会議員の皆様につきましては160万円ほどの減額になります。一般職及び技能労務職につきましては2,300万円ほどの減額になります。合わせまして、すべてが約で申し上げておりますので、2,530万円ほどの合計になるということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 1点お尋ねいたします。

職員のカットにつきましては、1人平均幾らになるのでしょうか、御答弁をお願いします。

それから次の問題、あわせてお尋ねいたします。

人事院は民間で夏季一時金の大幅削減が見られるとして、既に決まっている国家公務員の夏季一時金の0.2ヵ月分減額するように国会と内閣に臨時勧告を行いました。地方公務員に対しても、全国の自治体で一律に夏季一時金のカットが行われるのでしょうか。御答弁をお願いします。

それから、三つ目の問題もあわせてお尋ねいたします。この一時金のカットを実施しないと、ペナルティーはあるのでしょうか。

さっきの1番につけ加えた問題、それから2番、3番でお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 御答弁をさせていただきます。

まず職員1人当たりに関する減額のことでございますけれども、一般行政職の職員で平均6万8,000円ほど、技能労務職で4万7,000円ほどになると考えております。

それから、この期末手当が全国でこのような減額の措置をしない場合においてはどのような影響があるかということでございますけれども、人事院勧告の給与勧告につきましては、

労働基本権利制約の代償として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものでございまして、公務員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させること、民間準拠と言っておりますけれども、これを基本としまして給与勧告がなされております。それに伴いまして、私ども弥富市におきましてもこのように条例を提案させていただいたわけですが、全国では約１割ほどの団体が今回の給与改正をしていない、または見送りをしておる団体もおります。

では、その影響についてはどうかという御質問でございますけれども、ペナルティーがあるかどうかにつきましては承知をしておりますけれども、人事院勧告に準じきちんと対応させていただく、これが市民の皆様に対しても御理解をいただけるものと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○１１番（安井光子君） 今御答弁がございましたが、１割の団体といいますと、例えば都道府県、それから政令指定都市とかございますが、具体的に都道府県ではどれだけ、それから政令指定都市等ではどれだけ、分けて詳しく御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 今の手持ち資料の中でお答えさせていただきますので、ちょっと時点がずれておるかもわかりません。５月２２日現在として御承知をいただきたいと思っております。

都道府県におきましては、１３の団体が予定がない、または未定でございます。政令指定都市におきましては、５団体が同じように予定がないか未定でございます。市区町村におきましては、１８３の団体が同じように改定がなしか未定となっております、全体では２０１の団体でございます。

なお、これはあくまでも改定の予定がなし、または未定でございますので、今後のしかるべき時期においてこのような改正がなされるかどうかについてはわかりませんが、実態としましてはこのようなっております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○１１番（安井光子君） そういたしますと、相当な団体が改定の予定がまだ未定、もしくは見送っているという実情が御報告によってわかったのでございますが、これは自治体の独自判断で行うことができるということなんですね。条例の改定を行うから、自治体の独自判断ということでございますね。弥富市も自治体独自で判断ができるということがわかりました。

次の問題に移ります。４番目ですが、私は今度の改定にあわせまして六つの問題点について指摘をしたいと思います。

公務員は労働基本権が剥奪されているため、人事院が夏のボーナスはその年の７月までの

1年間の民間の給与の実態調査、本調査と言われますが、これをして8月に今までは勧告を出しております。今回のように前倒しで減額を勧告するのは、戦後初めてのことだと言われております。

人事院は今までのルールを破って、4月に臨時調査を実施いたしました。通常は1万1,000企業を対面調査するのに、今回は2,700社を対象に郵送で調査をいたしました。サンプル数が少なく、しかもその時点でボーナスを決定した企業は1割しかなかったと言われております。この中での勧告というのは、非常にずさんな調査による臨時勧告ではないでしょうか。

三つ目でございますが、さらに言えることは、本調査が行われ、年末一時金につきましてもまたカットされることもあり得るのではないのでしょうか。ルール破りの勧告、すぐ従うことはできないから年末まで待とうという団体、県、自治体もあると報告されております。

四つ目でございますが、この10年間、日本の労働者の賃金は下がり続けております。この一時金のカットは、与党が減額法案を検討し始めたのが発端でございます。衆議院選挙向けに公務員をたたいたとアピールすることや、ルール無視の賃下げの実績づくりがねらいで、党利党略以外の何物でもないとも言われております。

五つ目でございますが、公務員の一時金カットは民間中小企業の賃金を抑え込み、地域別最低賃金改定にも冷や水を浴びせるものではないのでしょうか。

六つ目です。政府・与党は内需拡大のために15兆円もの補正予算を出したと言いながら、内需を冷やす一時金削減をあえて前倒しで行う道理はないのではないのでしょうか。

この6点を私は指摘したいと思います。これについての市の御見解をお尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず前提として、私どもといたしましても職員の期末手当ということにつきましては、生活の中で大きなウエートを占めるものであることは間違いございません。そういうことは私どもとしても十分理解しているところでございますけれども、議員御承知のように、昨今の経済情勢下、先ほどまた全協でもお話をさせていただきましたけれども、1 - 3月のGDPは過去最低を記録するというような状況でございます。こういった形に対して、民間企業の厳しさということに対して私ども公務員も含めて、やはりこの厳しさに対して人事院勧告に従っていこうという形のもので、きょう条例を上程させていただいたところでございますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

まず最初の問題でございますが、いわゆる人事院勧告は通常8月に実施するのが通例ではないかということでございますが、これは御指摘のとおりでございます。やはりそれだけの緊急性があるということに対してまずは御理解をいただきたいというふうに思っております。

す。

それから、民間企業等の調査のサンプル数が少ないのではないかという御指摘でございますけれども、さまざまな形で国の方もこのサンプルにつきましてはデータをとられたというふうに思っております。それぞれの都道府県の財政状況というものは違うわけでございます。しかし、これが愛知県という形の単体でとらえた場合においては、私はもっと厳しい状況というものを判断せざるを得ないというようなこともあろうかと思っております。そういった形の中では、国の調査、国のデータに基づいて今回は従っていくというか、そうした形のものの方が我々としてはベターであろうというふうに思うわけでございます。

また、今回この夏の一時金の問題につきましては、あくまでも特例措置という形の中で御提案申し上げさせていただいておることでございますので、これが冬のボーナスだとか冬の期末手当の中で影響していくということについては考えておりません。そうした中では、この6月における特例措置という形で御理解を賜りたいと思っております。

それから、給与カットは家計を応援する、あるいは消費拡大のマイナスになるのではないかとございまして、大変厳しい時代である中において、消費の拡大につきましてはマイナスの影響はあろうかと思っておりますけれども、これはひとしく生活の中において皆さんがお考えをいただきたいというふうに思っておりますので、データのあわすわけにはいきませんが、いずれにいたしましても総所得が減るわけでございまして、少なからずマイナスになることは承知するものでございまして、以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 5番目の問題に移ります。

弥富市職員の給料の実態について伺います。

以前の質問で、弥富市のラスパイレス指数は19年度で89という御報告でございました。昨日お尋ねいたしましたら、20年の4月1日で94.2まで上がってきているということをお聞きいたしました。しかし、まだ類似団体平均には少し差がございます。

一時金の削減というのは、先ほども申しましたが、消費が大変冷え込んでいるとき、内需拡大に逆行することになるのではないのでしょうか。とにかく削減先にありきのようなやり方は、到底認めるわけにはまいりません。国は制度の変更とか、補正予算15兆円では短期の新しい制度をつくったり変えたり、職員の皆さんが対応できないくらい仕事が複雑になり、大変ふえていると聞いております。こんな状況にあるのに、職員の方の仕事ばかりどんどんふやして、ボーナスまでカットして耐えよというやり方は認めるわけにはまいりません。

次の問題ですが、一方、特別職、議員、教育長などの一時金カットにつきましては、市民の皆さんからさまざまな御意見をお聞きいたしました。削減はやむを得ないと判断いたしております。

今回の議案につきましては、中身の違うものを1本の条例で一括提案されています。1につきまして、職員の皆さんのカットにつきましては同意できませんが、2以下の問題につきましては同意いたします。こういう態度を決めておりますので、1条の職員の一時金カットについて、取り下げを提案したいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども議員にお話をさせていただいておるわけですが、私ども職員といたしましても、この給与の改善ということにつきましては、過去の中から随時やってきているところでございます。そして、先ほど議員の方からも数字でお示しのとおり、ラスパイレス指数も改善をしてきているという状況でございます。

先ほど言いましたように、現在の経済の情勢下、親しく民間の労働者の方々と痛みを分かち合うということもやはり我々公務員、公僕としての責任でもあろうかなあというふうに思っております。平たい言葉で言いますけれども、「公務員はいいわなあ」というような言葉が飛び交うわけでございます。そういった形の中で、特例措置として今回は人事院の勧告に一般職員も従っていこうというふうをお願いをするものでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 市長の言われる中身もよくわかりませんが、やはり職員の皆さんのラスパイレス指数もまだ類似団体の平均には少し足りない状況にありますし、仕事の内容が大変ハードになってきております。職員の皆さんの第1条の問題を取り下げてくださいということは御無理なことでしょうか。もう一度お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどからお答えをさせていただいたとおりでございます。今後も職員の給与の改善につきましては、また議員の皆様とも御協力いただきながら改善に努めてまいりたいというふうに思っております。今回の特例措置につきましては、一般職員も同様に考えさせていただきたい、そのように考える次第でございますので、取り下げることは考えておりませんので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） ほかに質疑の方はありませんか。

〔「議長14番」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 14番 伊藤ですけれども、今提案された内容というのは、いろいろ今日の日本の経済の状況と行政のあり方の中での一つの課題としては私も理解はできます。しかし、市長にお伺いしたいのは、これから弥富市民、さらには日本の経済のためにはどん

な施策が、一つは市長としての考え方、向上していく過程にあるのか、その考え方を一つだけまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私ども職員の給与というのは、私ども弥富市の地方公務員として市民の皆様の負託にこたえていく、あるいは行政サービスがしっかりできるという形の中において、その対価として給与があるということを理解するものでございます。今後、こういったことにつきましても市民の負託、行政サービスということに対して、同じような基準のもとについてイコールになるような形で、その考え方をひとしくさせていきたいというふうに思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 市政運営における市職員の基本的な考え方と、市長の立場というのは私理解できません。この経済の回復をしていく、今日の中でどういう市政を市長は求められていくかということなんですね、私のお伺いしたいのは。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもとしては、地方自治体という形の中で持続可能な限り成長していかなくちゃいかんわけでございます。そうした中においては、市政の発展というのは、皆様も御承知のとおり、自主財源をしっかりと確保することであろうというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 市長、ちょっとかみ合わないんで、私の質問の仕方が悪いかもしれません。

私たちが今、今日の経済状況を抜けていく上には賃金、賃金と言われるのは、いわゆる市場の金融と労働者、あわせて消費の拡大なんですよ。それで、行政面としての今日のあり方は私たちも理解をしなきゃならないということなんですね。私が今御質問をしたのは、市が活性化をしていくためには、市で購買力を高めていくこと、いわゆる消費拡大をしていくことが一つの経済の回復をしていく起点になるのではないかと。

もう一つは、今日までの人事院勧告をまともに受けて勧告を実施してきたところは比較的少ないんですよ。私も長年サラリーマンをやっていましたけれども、それぞれの中でそういう状況にあった。だから、先ほど安井議員が質問された内容というのは、私も一つは疑義を感じています。それはなぜかという、今日までが人事院勧告に準ずるという国家の方針の中に地方自治体があったならば、それは理解ができます。しかし、今弥富の財政は、法人税が約3億円ほど少ないと言われる中で、例えば所得、固定資産あわせて、皆さんの御協力、市民のいただいておりますことがあって弥富の財政はある。4月の中でも、私ども、予算はお互

いに苦しいけれども頑張ろうと、こういうことを申し上げてきたわけですね。それで、きのうも国会でも言っていましたけれども、これから15兆円の補正が通るかわかりませんが、基金運営と言われる部分でいけば、職員がまさに今後英知を十分発揮していただく基盤づくりを自治体がしなければ、これからの地域の活性化はないんじゃないのかと。

そのためには、本当に今回この問題を、一つは凍結という言葉と改正という言葉が先ほど2点ありました。しかし、市長の方からは、当座6月の扱いだけの改正でという提案ですので、そこはそことしても、私は今ここで質問をしながら市長にお願い、意見として、これからどのような形で市民にこの説明責任をされていくのか。やはり日本の経済を回復していくためには消費拡大をしていく。定額給付2万円、1万2,000円をもらって、一方では減額だと。ますます厳しい厳しいと言われていけば、私たち弥富市民は、活性化はますます沈滞をしていく。そういうことの中で、市長の今後の施策のあり方と、今後の市政の活性化について私は伺いましたんですね。それで、特に消費拡大と経済回復、市政活性化のための流れの中で市長の考え方が聞きたかったんです。

私が申し上げて、経済の原理原則ではないんですけれども、回復をしていくには一体どうなのかと。賃金抑止じゃなくして賃金が消費拡大につながる、さらに弥富市が活性化をする中で、商業圏、農業あわせてそれぞれが一体となって消費拡大と活性化をしていくというまちづくりをしていただきながら、あわせて市の皆さん方に、職員も行政も一体になっていくんだというところがちょっと私は求めたかったんで、質問に立ちましたんで、その点私の考え方と違う点があれば、市長、お答え願いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大変厳しい時代における地域の活性化、あるいは公共事業等におけるさまざまな執行、そういったことが我々の大きな責任でもあるわけでございますが、伊藤議員御指摘のように、私はまず自分たちで、こういった形の中でこの時代にふさわしい地域の活性化というのはあるだろうというふうに思っております。そうした中で、皆様の方に当初予算でさまざまな事業を御提案申し上げているわけでございますが、これは今後の税収との兼ね合いの中でしっかりと判断をしていかなきゃいかん、そういうことを強く思うわけでございます。

また、国の方もこの経済危機に対して、あるいは地方の方も税収の確保で大変だろうという思いの中で、今15兆円の補正予算を審議いただいております。過日も、東海市長会のところで総務省の方からお話があり、地域活性化資金として新たに1兆円、そして公共事業等の臨時交付金というものを1.4兆円市の補正の中に組み込んでおるという形の中で、地域活性を図っていただきたいということの御案内もいただいております。こういったことに対して、我々としては大変ありがたいことでもあるわけでございますけれども、しっ

かりとその配分について、今後は地域の活性化につながるような形で考えていきたいというふうに思っております。

また、経済の不況感というのが続いておりますが、景気がよくなる一つの大きなバロメーターとして、議員おっしゃるように消費の拡大というものがあるかと思えます。もう一つは、民間企業等における設備投資が順調に回復していくことが景気の底打ち感をなくしていくことだろうというふうに思っております。そしてまた金融関係におきましては、本来金融としてのあるべき姿というものが、貸し渋りとか貸しはがしのないような金融業態、そういうものが私は求められるだろうというふうに思っております。

さまざまな地域の活性化におけるそれぞれの項目において、いろんな難しい問題、あるいは時間のかかる問題もあるかと思えますけれども、現実をよく直視しながら執行してまいりたいと、考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 市長の考え方をお伺いしました。

やはり市民が、苦しいけれども喜びのある行政、私ども議会、そして行政も頑張ると。しかし、その先頭に立つ行政職が、今日の状況を認識しながら、今後は拡大、あわせて活性化のために、市長は説明責任を十分果たしながら、そして給与の平均的な問題の解消なり、さらには今後の12月に向けての市民と行政のあり方の中でのますますの経済、市の発展のために働いていただきますことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（黒宮喜四美君） ほかに質疑の方はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「議長10番」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 私は、議案第44号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、反対の討論をいたします。

私どもは、今回の改正案の第2条、弥富市特別職の職員に関するもの、第3条弥富市議会の議員に関するもの及び第4条弥富市教育長の給与に関するもの、この三つにつきましては賛成をいたしますが、第1条、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては強く反対をするものであります。

ただいまの質疑の中にもありましたように、今回の改正は国の人事院勧告にこの弥富市も追随するものとなっておりますが、そもそも今回の勧告は極めて異例なものとなっております。公務員の賃金は前年冬と当年夏の民間の支給額を調べ、8月に人事院が勧告する仕組み

になっております。これが通常であります、今回は人事院が既に決まっていた公務員の夏季一時金 6 月支給分をカットする勧告を出しておりますが、これは従来のルールを無視する大変ルール無視の甚だしいものとなっております。

この弥富市においては、かねてより職員の賃金の国家公務員との格差が問題となり、また国による職員の定数管理の圧力が強まる中で、弥富市では類似団体に比較しても一般職の職員の数が抑えられ、職員の過重労働が問題となっております。本来であれば、給与を含めた職員の処遇の改善こそが必要とされているのではないのでしょうか。経済危機が叫ばれる中で、内需拡大による景気回復が求められ、そのために政府は補正予算を出したと言いながら、その一方で今回のように内需を冷やす一時金の削減をあえて前倒しで行おうとしておりますが、こういう政府のやり方は大きな矛盾を抱えていると考えます。こういった政府の方針につき従う今回の改正には強く反対をいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 賛成討論の方はありますか。

〔「議長 4 番」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

- 4 番（小坂井 実君） 現在の日本、民間におかれましては解雇、あるいは仕事がないということで、自宅待機というのも行われております。お互いに痛み分けということで、公務員の皆様、職員の皆様には少しの我慢をしていただきたいと思います。したがって、賛成討論といたします。

- 議長（黒宮喜四美君） ほかに討論の方はありますか。

〔発言する者なし〕

- 議長（黒宮喜四美君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（黒宮喜四美君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 議案第 45 号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 7 議案第 46 号 海部地区休日診療所組合規約の変更について

日程第 8 議案第 47 号 平成 21 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第 6、議案第 45 号から日程第 8、議案第 47 号まで、以上 3 件を一括議題といたします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 次に御提案を申し上げ御審議いただきます議案は、条例議案 1 件、法定議決議案 1 件、予算関係議案 1 件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第45号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例などを定めるため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号海部地区休日診療所組合規約の変更につきましては、海部医療圏における平日夜間救急体制を確保するため、同組合規約中の関係規定の変更について協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第47号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ311万円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億4,016万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきましては市広報回覧板の印刷製本費40万円、衆議院議員総選挙における投票所クーラー設置撤去委託料72万円、民生費におきましては社会保険庁へ所得情報を提供するためのシステム改修委託料24万円、教育費におきましては栄南小学校が県教育委員会から委託を受けて行う「地域にはたらきかける学校づくり推進事業」委託料40万円、桜小学校に通級学級開設に伴う管理教材備品購入費135万円であります。

これらに対し、主な歳入といたしましては、繰越金182万2,000円を計上するものであります。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては民生部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 議案は民生部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

民生部長。

- 民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第45号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、説明申し上げます。

地方税法の一部改正により国民健康保険税の所得割額の算定に用いる課税の特例を改正するものでございます。

5 枚ほどはねていただきまして、条例のあらましをお願いいたします。

1．附則第8項先物取引に係る雑所得等に金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合、これは将来のある時点で幾らで買う、幾らで売るという権利を売買するも

のが雑所得に加えられたことから、分離課税された譲渡所得を加え、附則第10項に改めるものです。

2．附則第7項上場株式等に係る譲渡損失がある場合の特例を新たに設け、損益通算及び繰越控除後の額を所得とするものです。

3．附則第4項短期譲渡所得に係る土地収用法等の控除適用後の額を所得とし、附則第5項に改めるものです。

4．附則第3項特定の土地等の長期譲渡所得（平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に取得し、その所有期間が5年を超える土地等）を譲渡した場合の特例控除額として1,000万円の控除適用後の額を所得とし、附則第4項に改めるものです。

5．附則第3項上場株式等に係る配当所得がある場合の特例を新たに設け、分離課税配当所得を加えた額を所得とするものです。

附則、この条例は次に掲げる日から施行する。

1．上場株式等の配当所得に係る部分及び項番号の変更に係る部分、前ページ1番、3番、4番の末文については平成22年1月1日、2．特定の土地等の長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る部分、前ページ3番、4番の本文については平成22年4月1日、3．先物取引の分離課税された譲渡所得を加える部分、前ページ1番については平成23年1月1日から施行するものです。

次に、議案第46号海部地区休日診療所組合規約の変更について、説明申し上げます。

初めに、海部地区休日診療所におきまして新たに平日夜間午後8時30分から午後11時30分までの救急医療を開始するため、名称を「休日診療所」から「急病診療所」に改めるものです。また、津島市が平日夜間診療に参加されることから、第8条第2項に定める負担割合を表中3として、区分、平日夜間の診療に要する経費、負担割合、(1)人口割「100分の50」、(2)実績割「100分の50」を新たに設けるものです。

附則、施行期日。この規約は平成21年10月1日から施行する。経過措置、第8条第2項の規定にかかわらず、表中3の実績割の実績については、平成21年度は改正前の規約の実績割の実績を、平成22年度は改正後の規約、表中2の実績割の実績によるものとする。したがって、表中3の実績割の適用につきましては平成23年度からとなります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案3件は、継続議会で審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会  
します。御苦労さまでした。

~~~~~。~~~~~

午前10時52分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 立 松 新 治

同 議員 山 本 芳 照

